

秋田市民交流プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第35号

秋田市民交流プラザ条例の一部を改正する条例

秋田市民交流プラザ条例（平成16年秋田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号を次のように改める。

(6) 子育て交流室

第3条第6号中「、家庭」を削り、同条第7号中「子ども未来センター」を「子育て交流室」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。